

2023 年 12 月 19 日

東大和市監査委員殿

東大和市職員措置請求書

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書添え必要な措置を請求する。

1 請求の要旨

2021 年 3 月 5 日と 2022 年 8 月 12 日に東大和市が橋本勇弁護士に支払った着手金計 1,188,000 円（各 594,000 円）は通常の着手金と比較して過大な支払いであり不当である。

弁護士に支払うべき着集金は、訴訟による経済的利益が 300 万円以下の場合、当該訴訟による経済的利益の 8%が相場（着手金の最低額は 10 万円以上）である。これは（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準や、第二東京弁護士会が示している目安である。2004 年から弁腰法が改定され弁護士報酬が自由化されたとはいうものの、自由化後も（旧）弁護士報酬基準を基準として報酬基準を定めている法律事務所が多い。

これをもとに本件に当てはめて算定してみると以下のようなになる。経済的利益が 73 万円なので着手金は 58,400 円だが、最低額が 10 万円なので、これを多く見積もって 20 万円としても合計着手金は 40 万円となる。

いっぽう東大和市が支払った着手金は 1,188,000 円である。しかも、請求日当日（2022 年 7 月 28 日）か翌日（2021 年 2 月 19 日）に支払っている（別紙証明書 1・2・5・6 参照）。このこと自体、通常ではあり得ない支払い方法である。

また、すでに述べた通りその支払額についても不当な高額である。単純に計算しても 788,000 円も過分に支払っていることになる。このことにより公金 788,000 円は不当に失われたことになる。自由契約のもとでの支払いなので返還請求は困難としても、不当支出であることに変わりはない。この損失額は管理者である市長が補填すべき金額である。

以下のことはチラシ配置拒否裁判に関わる監査請求でも述べたことであるが、本件についても支払い契約そのものに問題があり、契約担当の総務部文書部課は顧問契約弁護士の選定から見直し、契約内容についても適正なものにする必要がある、具体的には随

意契約を見直し、少なくとも弁護士との顧問契約にあたっては複数の対象者から選ぶべきであり、機械的な前年踏襲は改められなければならない。

なお、本請求に係る監査対象の発生日は、2021年2月19日、及び2022年7月28日（別紙5・6参照）だが、支払いの事実を監査請求人が初めて知り得たのは別紙4にあるとおり、2023年10月31日開示の部分公開決定であり、地方自治法第242条2項但し書きの「正当な理由があるときは、この限りでない」に相当し、本監査請求は有効であることを申し添える。

2 請求者

住所：東大和市桜が丘 1-1449-9-325

氏名： 榎本清

電話：090-1884-5757

別紙証明書（いずれも写し）

- 1、2021年2月18日 橋本弁護士着手金請求書
- 2、2022年7月28日 橋本弁護士着手金請求書
- 3、(旧) 日本弁護士連合会弁護士報酬基準
- 4、2023年10月31日 部分公開決定通知書
- 5、2021年2月19日 支出命令書
- 6、2022年7月28日 支出命令書